



「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の
保守業務等」に係る事前確認公募

公 募 要 領

2018年10月29日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで構築している「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の保守業務等」に関する保守更新の契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の保守業務等」

(2) 契約期間

契約締結日より 2019 年 3 月 31 日まで

(3) 概要

現在、IPA で運用している「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器」を引き続き安定稼働させるために、ライセンス更新、技術サポート、機器故障対応、保守サポートを継続することを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(5) 平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、又は「C」に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 企画・管理部 管理グループ 担当：小林、富山

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の保守サポート業務の提供が可能であり、かつ

「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2018年11月8日(木)17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙の「仕様書」に記載の保守サポート業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し
- ④ 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ⑤ 委任状（必要な場合）
- ⑥ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏名
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の保守業務等」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職の 前に○印を記す)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

仕様書

1. 件名

「侵入検知プラットフォーム等ネットワーク機器の保守業務等」

2. 目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）で運用している演習システムとして、重要インフラセキュリティ対策に必要なペネトレーション、ファジングテストを体験できる機器やセキュリティ脅威防御装置、侵入検知プラットフォームなど、ネットワーク機器および周辺装置を引き続き安定稼働させるための保守サポート継続を目的とする。

3. 保守サポート業務範囲

契約期間	契約締結日から 2019 年 3 月 31 日まで
概要	<p>テクニカルサポート／障害対応／ソフトウェア保守／ハードウェア保守／各種アップデート作業等。</p> <p>既に仕様を公開し調達した下記ネットワーク機器の保守サポート作業を前提とする。 https://www.ipa.go.jp/files/000057397.pdf</p> <p>また参考として、前提とするネットワーク運用業務は、既に仕様を公開している下記とする。 https://www.ipa.go.jp/files/000064907.pdf</p>
体制	<p>以下の要件を満たす者を含む体制であること。</p> <p>① 対象ハードウェア及びソフトウェアに関する技術的な問合せ等を受け付ける保守窓口は、平日 9 時から 17 時の時間帯を含む受付と応答相当のサービスを提供すること。</p> <p>② 各機器に係る問題で、操作マニュアル、運用マニュアル等により判別付かない事象が発生した場合、可能な限り速やかに、IPA の運用管理担当者が対応できる情報を提供できる体制が整っていること。</p>
スキルに関する要件	<p>スキルについては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>① 演習施設を対象としたネットワークシステム上のネットワーク機器について保守経験を有すること。</p> <p>② 上記①に示すネットワーク機器について、障害対応を実施した経験を有すること。</p> <p>③ 上記①に示すネットワーク機器について、異なるベンダ製品の保守経験を有すること。</p>

保守およびライセンス更新対象品

ネットワーク機器の保守およびライセンス更新する対象品を以下表1に示す。

表1 ネットワーク機器の保守およびライセンス更新対象品

項目	保守内容
ペネトレーション用機器	<p>メーカー：IXIA 機器名：BreakingPoint Perfect Storm ONE10G 数量：一式 内容：下記を対象とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① OS 保守 攻撃パターンや擬似アプリケーションの動作定義ファイルは更新サービスにより定期的に更新されること。 ② ハードウェア保守 原則平日 9:00-17:00 での問い合わせができること。 後出しセンドバック対応ができること。 ③ 必要に応じてATI アップデートを行うこと。
ホワイトリストスイッチ	<p>メーカー：Alaxala 機器名：下記を対象とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① AX-0260-A08TF 2 台 ② AX-F0110-SD1G 2 台 ③ AX-F6244-3S1S 4 台 ④ AX-P0260-WL 2 台 ⑤ AX-P0260-WLE 2 台 <p>数量：一式 内容：ハードウェア保守 原則平日 9:00-17:00 での問い合わせができること。後出しセンドバック対応ができること。</p>
侵入検知プラットフォーム	<p>メーカー：Vectra 機器名：下記を対象とする</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Vectra Networks X24 Appliance 3 台 ② Vectra Networks S2 Sensor 6 台 ③ VN-SRV-001(-05) 3 式 (15 本) ④ VN-CLT-1K(-45) 3 式 (135 本) <p>数量：一式 内容：障害対応／ヘルプデスク</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ハードウェア保守：後出しセンドバック (対応時間帯は平日 9:00-17:00) ② 代替品提供：被疑品を修理し返送 (修理期間は 45 営業日目標) する ③ 新たにリリースされたソフトウェアの提供 (Vectra Networks 社より提供されるクラウドより自動ダウンロード) ④ サポート終了製品の案内

	<p>SDN スイッチ</p> <p>メーカー：NEC 機器名：PFS5240 2 台 数量：一式 内容：基本ソフトウェアサポート V1.0 及び V1.3 に準拠した OpenFlow ソフトウェアに関する問い合わせを実施できること。 (ハードウェア保守は対象外：別途契約でのスポット修理対応とする)</p>
保守業務内容	<p>表 1 保守およびライセンス更新対象品において、ライセンス更新の契約締結を行うこと。また、ハードウェアとソフトウェアの保守サポート作業として、契約期間中において下記作業を行うこと。</p> <p>(1) ハードウェア機器故障時に収集したログ情報をもとにベンダへ修理依頼、又は問合せ対応等を行うこと。 (2) 演習中に発生した機器の技術的な問題に対して支援を行うこと。 (3) 新たにリリースされた機器に関して、各ベンダより提供されるソフトウェアのバージョンアップ情報を入手し、変更管理を行うこと。 (4) 納入する書面については、「5. 納入関連」に示す期日までに提出すること。</p>

4. セキュリティ要件

本件を実施するにあたっては、別添の「情報セキュリティに関する事項」を遵守すること。

5. 納入関連

5.1 納入期限及び納入物件

5.1.1 保守業務

① 保守サポート作業

上記作業完了を報告する書面を、契約期間終了後、7 営業日以内に提出することとし、電子データ（電子媒体）を CD-R 等に格納して 1 部を納入すること。

5.2 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター
住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原 UDX ビル N20 階

6. 検収関連

6.1 検収条件

本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。

以上

○情報セキュリティに関する事項

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切 (IPA より開示された資料や情報を含む。) について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体 (これらの複製を含む。) が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。